

# 奈良県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定に基づき、所管行政庁である知事が行う建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「計画」という。）の認定（以下「計画認定」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

(2) 登録住宅性能評価機関

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

(3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関をいう。

## 第2章 認定の手続き

### (登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査)

第3条 法第29条第1項又は法第31条第1項の規定により計画認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請を行う前に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等へ技術的審査を依頼し、技術的審査適合証（以下「適合証」という。）の交付を受けることができる。

なお、適合証は、法第30条第1項に掲げる基準のすべてについて適合していることを証したものでなければならない。

### (認定の申請)

第4条 申請者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）第20条第1項又は規則第26条に定める申請書の正本及び副本各1部に、規則第20条第1項に定める図書を添えて知事に提出するものとする。

- 2 法第 30 条第 2 項（法第 31 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定による申し出をしようとする者は、前項に定める図書のほか、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に規定する確認の申請書の正本 1 部及び副本 2 部を併せて知事に提出するものとする。
- 3 法第 30 条第 2 項（法第 31 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定による申し出をしようとする者のうち、計画が建築基準法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画である場合は、第 1 項及び前項に定める図書のほか、同法第 6 条の 3 第 7 項に規定する適合判定通知書又はその写しを併せて知事に提出するものとする。ただし、同法第 6 条の 3 第 1 項ただし書きを適用する場合は、この限りでない。

（認定申請に必要な図書）

第 5 条 規則第 20 条第 1 項の規定により所管行政庁が必要と認める図書は、次表のア欄の場合において、同表のイ欄に定めるものとする。

	(ア)	(イ)
(1)	第 3 条の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けた場合	適合証
(2)	品格法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書を活用して建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合していることを説明する場合	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨が確認できる建設住宅性能評価書の写し
(3)	その他	認定の審査において必要と認める図書

表中(2)イ欄における建設住宅性能評価書においては、日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示 1346 号）に基づく断熱等性能等級 5 及び一次エネルギー消費量等級 6 に適合する住宅に限る。

（申請の取り下げ）

第 6 条 申請者は、計画認定を受ける前にその申請を取り下げようとするときは、取下届（第 1 号様式）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

(建築の取りやめ)

第7条 認定建築主は、計画を取りやめようとするときは、取りやめ届（第2号様式）の正本及び副本に認定通知書及び当該認定申請書の副本並びにその添付図書を添えて、知事に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第8条 知事は、計画認定の申請内容について、法第30条第1項に規定する認定基準に適合しないと認める場合は、認定しない旨の通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(審査の委託)

第9条 知事は、認定申請があった場合は、第3条の規定により技術的審査を受けた場合を除き、当該認定に係る審査の一部を、登録建築物調査機関等に委託することができる。

(申請書の説明事項の追加)

第10条 法第30条第3項の規定により計画を通知した場合において、当該通知を受けた建築主事は、審査に係る申請書又はその添付図書によって適合性を判断することができないと認めるときは、当該申請者に対して追加の説明等を求めることができるものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第11条 規則第28条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求めようとする場合は、軽微変更該当証明申請書（第4号様式）の正本及び副本各1部に、それぞれ次に掲げる図書を添えて知事に提出するものとする。

(1) 規則第26条第1項に規定する添付図書

(2) 第5条に規定する添付図書

2 知事は、前項の申請が規則25条に規定する軽微な変更該当する場合は、軽微変更該当証明書（第5号様式）を交付するものとする。

3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があった場合に、前項の証明書の交付をしない時は、軽微な変更該当していることを証明しない旨の通知書（第6号様式）により通知するものとする。

### 第3章 その他

#### (完了の報告等)

第12条 認定建築主は、計画の認定を受けた建築物の建築工事が完了したときは、計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに、工事完了報告書（第74号様式）の正本及び副本に当該建築士による工事監理報告書、建築基準法第7条第5項に基づく検査済証の写し及び工事写真を添えて知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、建築士による工事監理報告書に換えて、建築工事の受注者による発注者への工事完了の報告書とすることができる。

2 認定建築主は、法第32条の規定により知事から報告を求められた場合は、エネルギー消費性能の向上のための建築物状況報告書（第8号様式）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

#### (名義の変更)

第13条 認定建築主が計画に基づく建築物を譲受人に譲り渡した場合は、認定建築主は単独で又は譲受人と共同して当該建築物の名義を変更した旨を、名義変更届（第9号様式）により知事に報告しなければならない。

#### (改善命令)

第14条 知事は、法第33条の規定による認定建築主に対する改善命令は、必要と認めるときに、改善命令書（第10号様式）により行うものとする。

#### (調査の協力)

第15条 知事は、申請者及び認定建築主に対し、計画の認定等にかかる調査等について協力を求めることができる。

#### (認定の取消し)

第16条 知事は、法第34条の規定による計画認定の取消しは、必要と認めるときに、認定取消通知書（第11号様式）により行うものとする。

#### (認定の証明)

第17条 認定建築主は、法に基づく認定を受けたことについて証明を求める場合は、証明願（第12号様式）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による証明を求められた場合は、証明を求められた内容について相違ないと認められる場合は、認定建築主に証明するものとする。

(その他)

第18条 前条までの規定により難しい場合は、別途、知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。